平成２８年（フ）第１１６号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目12番１号
債務者　井上　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
川崎市宮前区野川2947番地１　Ｃｈａｒｍａｎｔ　Ｃｏｌｌｉｎｅ　102
債務者　田中　栄二
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
川崎市宮前区野川2947番地１　Ｃｈａｒｍａｎｔ　Ｃｏｌｌｉｎｅ　102
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
川崎市宮前区馬絹1440番地　コモハイツ宮崎台　102
債務者　大内　　将
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
川崎市中原区上小田中７丁目８番１号　サンハイム小杉　101
債務者　廣瀬　信幸
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
川崎市川崎区渡田３丁目10番４号　てんぴ荘　201
債務者　細谷　國春
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
川崎市川崎区鋼管通１丁目14番16号　森田ビル　203
債務者　下山千絵子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
川崎市幸区南幸町３丁目105番地　自立支援センター南幸町、前住所川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川
債務者　山田　友子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
川崎市幸区南加瀬１丁目５番12号　楽々荘　202、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目20番23号　仁藤荘　202
債務者　黒田　智雪
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
石川県野々市市郷町109街区11番、従前の住所石川県白山市みずほ４丁目１番地７
債務者　塩井　那奈
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
三重県熊野市五郷町湯谷699番地１
債務者　笠木　邦彦
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第７７号
滋賀県草津市南笠東４丁目９番53―203号　メゾンアドレー
債務者　古河　　伸
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
大津市瀬田５丁目39―７、住民票上の住所大津市一里山２丁目15番13号新向陽ハイツⅡ　107
債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
滋賀県草津市下笠町305番地15
債務者　常見　栄美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０３号
滋賀県栗東市中沢２丁目４番29号
債務者　園田小登美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
大津市唐崎１丁目16番20号　アクティー唐崎　103
債務者　北村　達也
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部